地域支援課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2152

男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。内閣府の今年度のキャッチフレーズは**「無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。」**です。

性別によって能力や役割を決めつけず、みんなが個性と能力を発揮できる社会を実現しましょう。

町民課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2154

マイナンバーカード手続の特別開庁

～平日の時間内に来庁できない方へ～

マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います。（無料）

日時 6月24日(土)9時～12時
6月15日(木)17時15分～19時

予約方法 事前にお電話ください。

※特別開庁時は、通常の窓口業務（住民票等証明書の発行や住民異動の手続き）はできません。

本人通知制度

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄本等が、代理人や第三者の請求により交付されたとき、事前に登録された本人に交付の事実を通知する制度です。

委任状の偽造や身元調査を目的とした住民票等の不正取得の早期発見や不正取得の抑制につながります。

登録できる方

▼町に住民登録がある方
▼町に本籍がある方

登録に必要なもの

▼登録申請書
▼本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※登録手続きは無料です。

※登録申請書は役場町民課に備えています。町ホームページからダウンロードもできます。

※代理人及び第三者への証明書の交付をできないようにする制度ではありません。

開示請求

証明書の交付内容を確認するための開示請求ができます。

年金受給資格期間の短縮

平成29年8月から、年金を受け取るために必要な資格期間（保険料納付済等期間）が25年間（300か月）から10年間（120か月）に短縮されました。

該当の方には日本年金機構より請求書が送付されます。お手元に届いた方は年金事務所で手続を行ってください。

また、納付の期間には免除申請による全額免除期間も含まれるため、納付が難しい方は積極的に免除申請を活用しましょう。

マイナンバーカードをお持ちであれば、マイナポータルから免除の電子申請ができます。

問川越年金事務所
TEL049-242-2657
ねんきんダイヤル
TEL0570-05-1165

福祉課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0716

障害者計画等策定委員会委員の募集

町では、第4期嵐山町障害者計画等の策定にあたり策定委員会委員を公募します。

職務 第4期嵐山町障害者計画・第7期嵐山町障害福祉計画・第3期嵐山町障害児福祉計画の策定に関し、令和6年3月までに4回程度の策定委員会を開催します。

任期 令和5年7月～令和6年3月

応募資格 嵐山町に1年以上住民登録のある18歳以上の方で、平日昼間の会議に出席可能で次に該当する方

▼町税、国民健康保険税、水道料等の滞納がない方
▼本町の他の付属機関等の委員となっていない方

報酬 9,000円（2回以上会議に出席した場合の、任期中の額）

募集人数 2名 応募者多数の場合、抽選とさせていただきます。

募集期間 5月19日(金)～6月20日(火)

応募方法 応募用紙に必要事項を記入のうえ、福祉課へ持参または郵送してください。（郵送の場合は、6月20日(火)必着）。なお、応募用紙は、町ホームページから取得または福祉課窓口に用意してあります。

応募書類提出先 〒355-0211 嵐山町大字杉山1030-1嵐山町役場福祉課社会福祉担当

子ども・子育て会議委員の募集

「嵐山町子ども・子育て会議」は、町が取組む子ども子育て施策について審議していただく会議です。町民の皆さんから広くご意見をいただくため、この会議の委員を募集します。詳細は町ホームページをご覧ください。

募集人数 2名（応募多数の場合は選考）

社会調査の実施

毎年6月1日を基準日として、住民実態や福祉ニーズを日常的に把握するため、民生委員・児童委員が各家庭を訪問し、ご家庭の状況を伺う社会調査を実施しています。

調査結果は、町の福祉施策の基礎資料として活用させていただきます。個人のプライバシーは固く守りますのでご理解とご協力をお願いします。

民生委員・児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱されている地域住民を支援するボランティアです。

委員は、住民の皆さんの身近なところで、住民の立場に立って相談を受けるほか、地域住民と関係行政機関とのパイプ役として、福祉の向上に努めています。

なお、民生委員・児童委員(41人)のなかに児童問題を専門に担当する「主任児童委員」(2人)がいます。

健康いきいき課からのお知らせ

問 TEL0493-59-6911

禁煙週間

5月31日から6月6日は禁煙週間です。今年度のテーマは、「たばこの健康影響を知ろう！～望まない受動喫煙のない社会を目指して～」です。

たばこの煙は、喫煙者本人だけでなく、周りの人の健康にも害を及ぼす可能性があります。この機会に、禁煙について考えてみませんか。

やすらぎトレーニングルーム利用方法の変更

新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類感染症」となることに伴い、利用方法を変更します。

変更点

①予約が不要になります。（初めて利用する方の講習会は事前予約制）
②人数制限はなくなります。
③アルコール消毒、検温、マスクの着用は、個人の判断に委ねます。（マシン等の消毒は、**必要に応じて**備え付けのタオルを使用してください）
④健康確認シートの記入がなくなります。（受付簿は記入）
⑤更衣室は利用できます。（シャワーのご利用はひきつづき中止）

※ご利用時間は2時間以内（入館～退館までの時間）となります。

上下水道課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0728

水道料金収益の主な内訳

令和3年度の水道事業における収益（収入）のうち、約8割を水道料金（給水収益）が占めており、水道事業会計の収益の柱となっています。

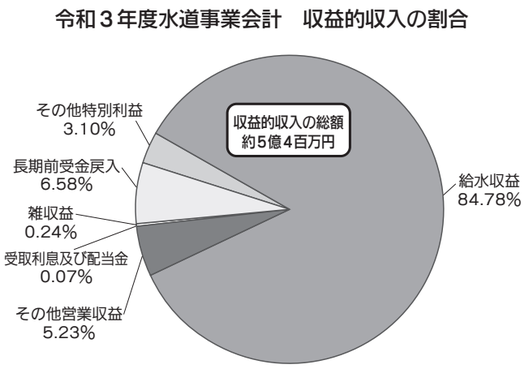

納期内納付にご協力を

皆さまに納めていただいている水道料金は水道管等の水道施設の維持管理・更新のための貴重な財源です。

納付書に記載している納期限を経過してもお支払いやご相談がない方については、督促文書の送付や電話催告、ご自宅への訪問等を行っています。それでもお支払いいただけない場合はやむを得ず給水停止を行うこともございますので、納期内での納付にぜひご協力をお願いします。

水道工事のお申込みは指定給水装置工事事業者へ

水道を新たに設置または、現在使用している水道の改造や撤去、漏水等の工事は、嵐山町指定給水装置工事事業者（以下、指定工事店）へ直接お申込みください。なお、**指定工事店以外は水道工事を行うことができません。**

指定工事店以外が水道工事を行った場合は給水を停止することがありますのでご注意ください。

また、発見困難な地下漏水等が原因による水道料金は、軽減措置が適用できる場合がありますので、指定工事店または上下水道課管理担当までお問い合わせください。

なお、指定工事店の一覧表は、町ホームページを閲覧していただくか、お問い合わせください。

総務課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2151

庁舎空調機器運転停止について

庁舎空調機器工事のため、6月19日(月)～7月3日(月)まで空調の運転を停止する予定です。ご了承ください。